

土木工事共通仕様書(案) (土木請負工事必携1/3) (平成31年4月)の正誤表について

令和元年10月15日

箇所	頁数	誤	正	備考
第1編共通編 第1章総則 第1節総則				
1-1-1 -18	1-12	3. 契約書の <u>提示</u>	3. 契約書の <u>提出</u>	令和元年 10月 15日訂正
第3編土木工事共通編 第1章総則 第1節総則				
3-1-1 -9	3-6	3.電子成果品 受注者は、設計図書で電子納品の対象工事と明示された場合、「土木工事の電子納品運用ガイドライン(案)(平成25年8月・奈良県)」及び「工事完成図書の電子納品要領(平成20年5月・国土交通省)」に基づいて電子成果品を作成及び納品しなければならない。その際、国土交通省の「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行なった上で、電子成果品を納品しなければならない。	3.電子成果品 受注者は、設計図書で電子納品の対象工事と明示された場合、「土木工事の電子納品運用ガイドライン(案)(平成31年4月・奈良県)」及び「工事完成図書の電子納品要領(平成28年3月・国土交通省)」に基づいて電子成果品を作成及び納品しなければならない。その際、国土交通省の「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行なった上で、電子成果品を納品しなければならない。	令和元年 10月 15日訂正